

平成27年第3回廿日市市議会（第2回定例会）条例案新旧対照表

議案第62号	廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例	1
議案第63号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	13
議案第64号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例	15
議案第65号	廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	17

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例（平成17年条例第54号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p>	
<p>第4条 包ヶ浦自然公園の管理は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（利用時間等）</u></p>	
<p>第5条 包ヶ浦自然公園の利用時間は、<u>別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。</u></p>	
<p><u>（休園日）</u></p>	
<p>第6条 包ヶ浦自然公園の休園日は、<u>夏季（7月20日から8月31日までの期間をいう。以下同じ。）を除き、火曜日とする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の休園日以外の日に包ヶ浦自然公園の全部若しくは一部を休園し、又は同項の休園日に包ヶ浦自然公園の全部若しくは一部を開園することができる。</u></p>	
<p><u>（利用の許可）</u></p>	<p><u>（使用の許可）</u></p>
<p>第7条 包ヶ浦自然公園の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（次条において「申請者」という。）は、<u>指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>第4条 包ヶ浦自然公園の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂の使用については、この限りでない。</u></p>
<p>2 <u>指定管理者は、前項の許可をする場合において、包ヶ浦自然公園の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u></p>	<p>2 <u>市長は、前項の許可をする場合において、包ヶ浦自然公園の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p>
<p><u>（利用許可の制限）</u></p>	<p><u>（使用許可の制限）</u></p>
<p>第8条 <u>指定管理者は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のい</u></p>	<p>第5条 <u>市長は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のい</u></p>

改正後	改正前
<p>いずれかに該当するときは、<u>利用</u>を許可しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として<u>利用</u>するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>利用料金の納付等</u>)</p>	<p>いずれかに該当するときは、<u>使用</u>を許可しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として<u>使用</u>するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>使用料</u>の納付等)</p>
<p><u>第9条</u> 包ヶ浦自然公園の施設等を利用する者(以下「利用者」という。)は、次条第2項に定めるところにより、包ヶ浦自然公園の施設等の利用に係る<u>料金</u>(以下「<u>利用料金</u>」という。)を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金</u>は、施設等を利用する際に納付しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、特別の理由があると認めるときは、<u>利用料金</u>を減免することができる。</p> <p>4 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(<u>利用料金の収入等</u>)</p>	<p><u>第6条</u> 包ヶ浦自然公園の施設等を使用する者 _____ は、<u>別表</u> _____ に定めるところにより、<u>使用料</u>を _____ 納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料</u>は、施設等を使用する際に納付しなければならない。ただし、<u>市長</u> _____ が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u> _____ は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減免することができる。</p> <p>4 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>市長</u> _____ が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p><u>第10条</u> 利用者が納付する利用料金は、包ヶ浦自然公園の指定管理者の収入とする。</p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>(<u>利用許可の取消し等</u>)</p>	<p>(新設)</p> <p>(<u>使用許可の取消し等</u>)</p>
<p><u>第11条</u> <u>指定管理者</u>は、施設等の<u>利用</u>の許可を受けた者(以下「<u>利用許可者</u>」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>の許可を取り消し、又は<u>利用の方法</u>を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第8条各号</u>のいずれかに該当する事由が発生したとき。</p> <p>2 市は、前項の規定により施設等の<u>利用</u>の許可を取り消し、又は<u>利用の方法</u>を制限したことによって<u>利用許可者</u> _____ に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p>	<p><u>第7条</u> <u>市長</u> _____ は、施設等の<u>使用</u>の許可を受けた者(以下「<u>使用者</u> _____」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>の許可を取り消し、又は<u>使用の方法</u>を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第5条各号</u>のいずれかに該当する事由が発生したとき。</p> <p>2 市は、前項の規定により施設等の<u>使用</u>の許可を取り消し、又は<u>使用の方法</u>を制限したことによって、<u>使用者</u> _____ に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p>

改正後	改正前
<p>(利用の予約)</p> <p>第12条 包ヶ浦自然公園の施設等を利用しようとする者は、<u>利用の予約</u>をすることができる。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。</p> <p>3 前項の予約金の額は、<u>第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u></p> <p>(違約金の徴収)</p> <p>第13条 予約者は、前条第1項の規定により<u>利用の予約</u>をした後、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、<u>指定管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 指定管理者は、予約者が前項の規定により<u>利用の予約</u>を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。</p> <p>3 前項の違約金の額は、<u>第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、<u>規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る包ヶ浦自然公園の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>事業計画書の内容が、包ヶ浦自然公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>事業計画書の内容が、包ヶ浦自然公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p>	<p>(使用の予約)</p> <p>第8条 包ヶ浦自然公園の施設等を使用しようとする者は、<u>使用の予約</u>をすることができる。</p> <p>2 市長_____は、必要があると認めるときは、前項の規定により<u>使用の予約</u>をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。</p> <p>3 前項の予約金の額は、<u>別表に定める使用料_____の額の範囲内で市長_____が定める。</u></p> <p>(違約金の徴収)</p> <p>第9条 予約者は、前条第1項の規定により<u>使用の予約</u>をした後、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、<u>市長_____</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市長_____は、予約者が前項の規定により<u>使用の予約</u>を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。</p> <p>3 前項の違約金の額は、<u>別表に定める使用料_____の額の範囲内で市長_____が定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p><u>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、包ヶ浦自然公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p>	
<p><u>第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 包ヶ浦自然公園の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 利用料金の徴収に関する業務</u></p> <p><u>(3) 包ヶ浦自然公園の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、包ヶ浦自然公園の運営に関して市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u></p>	(新設)
<p><u>第17条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(業務報告の聴取等)</u></p>	(新設)
<p><u>第18条 市長は、包ヶ浦自然公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p>	(新設)
<p><u>第19条 市長は、指定管理者が第17条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</u></p> <p><u>(市長による管理)</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>第20条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に包ヶ浦自然公園の管理に係る業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>2 前項の場合における第5条第2項及び第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、前項」とあるのは「前項」とする。</p> <p>3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第16条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。）における第7条、第8条、第11条第1項及び第13条の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について指定管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、同条第2項、第8条、第11条第1項並びに第13条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</p> <p>4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第16条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、利用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、別表第3に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該利用について同項に規定する利用料金を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項本文の場合における第9条第2項から第4項まで並びに第12条第2項及び第3項の規定の適用については、第9条第2項から第4項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</p> <p>6 第1項の規定により市長が包ヶ浦自然公園の管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前																												
<p>が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第7条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第9条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第20条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。</p>																													
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>																												
<p>第21条 この条例に定めるもののほか、包ヶ浦自然公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第10条 この条例に定めるもののほか、包ヶ浦自然公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p>																												
<p>別表第1 (第5条関係)</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="120 608 674 647">区分</th> <th data-bbox="674 608 1090 647">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="120 647 674 687">ビーチハウス</td> <td data-bbox="674 647 1090 687">9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 687 674 727">シャワー(水・温水)</td> <td data-bbox="674 687 1090 727">10時から17時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 727 674 767">風呂</td> <td data-bbox="674 727 1090 767">11時から17時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 767 674 807">栈敷</td> <td data-bbox="674 767 1090 807">9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 807 674 895" rowspan="2">家族用ケビン</td> <td data-bbox="674 807 1090 847">宿泊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 847 1090 895">一時利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 895 674 935">団体用ケビンA</td> <td data-bbox="674 895 1090 935">16時から翌日の11時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 935 674 975">第1・第2炊事棟</td> <td data-bbox="674 935 1090 975">9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 975 674 1062" rowspan="2">団体用ケビンB</td> <td data-bbox="674 975 1090 1015">宿泊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 1015 1090 1054">一時使用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1062 674 1102">集会室</td> <td data-bbox="674 1062 1090 1102">9時から17時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1102 674 1190" rowspan="2">レストハウス</td> <td data-bbox="674 1102 1090 1182">土曜日及び休日の前日以外の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 1182 1090 1262">土曜日及び休日の前日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1262 674 1350" rowspan="2">テニスコート</td> <td data-bbox="674 1262 1090 1342">土曜日及び休日の前日以外の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="674 1342 1090 1422">土曜日及び休日の前日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	ビーチハウス	9時から17時まで	シャワー(水・温水)	10時から17時まで	風呂	11時から17時まで	栈敷	9時から17時まで	家族用ケビン	宿泊	一時利用	団体用ケビンA	16時から翌日の11時まで	第1・第2炊事棟	9時から17時まで	団体用ケビンB	宿泊	一時使用	集会室	9時から17時まで	レストハウス	土曜日及び休日の前日以外の日	土曜日及び休日の前日	テニスコート	土曜日及び休日の前日以外の日	土曜日及び休日の前日	<p>(新設)</p>
区分	利用時間																												
ビーチハウス	9時から17時まで																												
シャワー(水・温水)	10時から17時まで																												
風呂	11時から17時まで																												
栈敷	9時から17時まで																												
家族用ケビン	宿泊																												
	一時利用																												
団体用ケビンA	16時から翌日の11時まで																												
第1・第2炊事棟	9時から17時まで																												
団体用ケビンB	宿泊																												
	一時使用																												
集会室	9時から17時まで																												
レストハウス	土曜日及び休日の前日以外の日																												
	土曜日及び休日の前日																												
テニスコート	土曜日及び休日の前日以外の日																												
	土曜日及び休日の前日																												

改正後				改正前			
運動広場		9時から21時まで					
バーベキューハウス	宿泊者	17時から21時まで					
	宿泊者以外	10時から16時まで					
キャンプ場	宿泊者	16時から翌日の11時まで					
	宿泊者以外	9時から15時まで					
D地区屋外炊事棟	宿泊者	17時から21時まで					
	宿泊者以外	10時から16時まで					
備考							
1 <u>ビーチハウス、シャワー（水）、風呂（団体用を除く。）及び棧敷については、夏季に限る。</u>							
2 <u>休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を用いる。</u>							
別表第2（第10条関係）							
区分		単位		利用料金の範囲			
シャワー（水）	小学生以上の者	1人1回につき	100円から				
			260円まで				
シャワー（温水）		1人1回につき	150円から				
			390円まで				
風呂	幼児	1人1回につき	70円から				
	小学生以上の者		190円から				
			150円から				
			390円まで				
棧敷		1区画（5平方メートル）1日につき		1,570円から			
				4,090円まで			
家族用 ケビン	宿泊	通常期	1戸1泊につき	7,560円から			
		夏季		19,650円まで			
				8,400円から			
				21,840円まで			
ケビン	一時利用	宿泊者	通常期	630円から			
				1,630円まで			

(新設)

改正後					改正前	
			夏季	1戸につき1時間	730円から	
		宿泊者以外	通常期	までごとに	1,910円まで	
			夏季		1,260円から	
					3,270円まで	
					1,470円から	
					3,820円まで	
団体用 ケビン A	宿泊	幼児		1人1泊につき	260円から	
					670円まで	
		小学校児童			520円から	
					1,360円まで	
		中学生以上の者			1,050円から	
					2,730円まで	
第1・第2炊事棟				1人1回につき	150円から	
					400円まで	
団体用 ケビン B	宿泊	通常期		1戸1泊につき	25,200円から	
					65,520円まで	
		夏季			27,820円から	
					72,340円まで	
団体用 ケビン B	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間	2,520円から	
					6,550円まで	
	夏季	2,780円から				
		7,220円まで				
		宿泊者以外	通常期	までごとに	3,780円から	
				9,820円まで		
			夏季		4,150円から	
					10,800円まで	
集会室				1日につき	4,200円から	
					10,920円まで	
				1時間までごとに	630円から	
					1,630円まで	

改正後				改正前			
テニスコート	平日	1面につき1時間	520円から 1,360円まで				
	日曜日及び休日	までごとに	680円から 1,760円まで				
運動広場（照明を使用する場合）		30分まで	1,050円から 2,730円まで				
		30分を超え30分までごとに	260円から 670円まで				
バーベキューハウス		1人1回につき	100円から 270円まで				
D地区屋外炊事棟		1人1回につき	50円から 130円まで				

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 通常期とは、夏季以外の期間をいう。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分		単位	加算する額	備考
家族用ケビン	宿泊	通常期	1,890円から 4,910円まで	超える員数は1人までとする。
		夏季	2,100円から 5,460円まで	
団体用ケビンB	宿泊	通常期	1,570円から 4,090円まで	超える員数は4人までとする。
		夏季	1,730円から 4,510円まで	

- 5 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

改正後	改正前
-----	-----

区分		単位	加算する額
家族用ケビン	宿泊	1戸1泊につき	780円から 2,040円まで
	一時使用	1戸につき1時間までごとに	100円から 270円まで
団体用ケビンA	宿泊	1戸1泊につき	2,620円から 6,820円まで
			4,200円から 10,920円まで
団体用ケビンB	宿泊	1戸1泊につき	3,150円から 8,190円まで
	一時使用	1戸につき1時間までごとに	260円から 670円まで
集会室		1日につき	2,100円から 5,460円まで
		1時間までごとに	310円から 810円まで

6 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

単位	加算する額
1面につき30分までごとに	150円から 400円まで

別表第3 (第20条関係)

区分		単位	使用料
(略)			
家族用ケビン	一時利用	宿泊者	通常期
			夏季
	宿泊者以外	通常期	
		夏季	

1戸につき1時間までごとに

1,260円	1,470円	2,520円	2,940円
--------	--------	--------	--------

別表 (第6条関係)

区分		単位	使用料
(略)			
家族用ケビン	一時使用	宿泊者	通常期
			夏季
	宿泊者以外	通常期	
		夏季	

1戸につき1時間までごとに

1,260円	1,470円	2,520円	2,940円
--------	--------	--------	--------

改正後																									
(略)																									
団体用 ケビン B	(略)																								
	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間までごとに	5,040円																				
		宿泊者以外	夏季		5,560円																				
			通常期		7,560円																				
			夏季		8,310円																				
(略)																									
備考																									
1 (略)																									
2 _____ 通常期とは、夏季以外の期間をいう。																									
3 休日とは、国民の祝日に関する法律 _____ 第3条に規定する休日をいう。																									
4 (略)																									
5 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">家族用ケビン</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時利用</td> <td style="text-align: center;">1戸につき1時間までごとに</td> <td style="text-align: right;">210円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">団体用ケビンB</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時利用</td> <td style="text-align: center;">1戸につき1時間までごとに</td> <td style="text-align: right;">520円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	加算する額	家族用ケビン	(略)		一時利用	1戸につき1時間までごとに	210円	(略)			団体用ケビンB	(略)		一時利用	1戸につき1時間までごとに	520円	(略)		
区分	単位	加算する額																							
家族用ケビン	(略)																								
	一時利用	1戸につき1時間までごとに	210円																						
(略)																									
団体用ケビンB	(略)																								
	一時利用	1戸につき1時間までごとに	520円																						
(略)																									
6 (略)																									

改正前																									
(略)																									
団体用 ケビン B	(略)																								
	一時使用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間までごとに	5,040円																				
		宿泊者以外	夏季		5,560円																				
			通常期		7,560円																				
			夏季		8,310円																				
(略)																									
備考																									
1 (略)																									
2 夏季とは、7月20日から8月31日までの期間を、通常期とは、夏季以外の期間をいう。																									
3 休日とは、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条に規定する休日をいう。																									
4 (略)																									
5 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">家族用ケビン</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時使用</td> <td style="text-align: center;">1戸につき1時間までごとに</td> <td style="text-align: right;">210円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">団体用ケビンB</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一時使用</td> <td style="text-align: center;">1戸につき1時間までごとに</td> <td style="text-align: right;">520円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	加算する額	家族用ケビン	(略)		一時使用	1戸につき1時間までごとに	210円	(略)			団体用ケビンB	(略)		一時使用	1戸につき1時間までごとに	520円	(略)		
区分	単位	加算する額																							
家族用ケビン	(略)																								
	一時使用	1戸につき1時間までごとに	210円																						
(略)																									
団体用ケビンB	(略)																								
	一時使用	1戸につき1時間までごとに	520円																						
(略)																									
6 (略)																									

条例第63号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万7,180円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第1項第6号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条 第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条 第6号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>

議案第64号

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第16号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（<u>公営住宅のうち、大別府住宅、泉水住宅、向原住宅、本郷住宅、所山住宅、細井原住宅及び市垣内住宅に入居することができる者</u>にあっては、第4号に掲げる条件を除く。）を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者は、第1項第3号及び第6号に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件_____</p> <p>_____</p> <p>_____を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者は、第1項第3号及び第6号に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。</p> <p>4 （略）</p>

廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成15年条例第64号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（入居期間）</p> <p>第7条 定住促進住宅の一戸建住宅に入居できる期間は、次の各号に該当する者の区分に応じ、当該各号に定める期日までとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 定住促進住宅の長屋住宅に入居できる期間は、次の各号に該当する者の区分に応じ、当該各号に定める期日までとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>3 市長は、第3条第1項に掲げる設置の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、10年を超えない範囲内で、前2項に規定する入居期間を延長することができる。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、前条第2項の市長が公益上特に必要があると認める者の入居期間は、入居の日から10年を経過した日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、入居期間を延長することができる。</u></p>	<p>（入居期間）</p> <p>第7条 定住促進住宅の一戸建住宅に入居できる期間は、次の各号に該当する者の区分に応じ、当該各号に定める期日までとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 定住促進住宅の長屋住宅に入居できる期間は、次の各号に該当する者の区分に応じ、当該各号に定める期日までとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、前条第2項の市長が公益上特に必要があると認める者の入居期間は、入居の日から10年を経過した日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、入居期間を延長することができる。</u></p>

